

日本児童英語教育学会(JASTEC) 会則

- 第1条 本学会は、日本児童英語教育学会（英名：The Japan Association for the Study of Teaching English to Children: 略称：JASTEC）と称する。
- 第2条 本学会は、本部および本部事務局をおく。また、東北・北海道、関東甲信越、中部、関西、中国・四国、および九州・沖縄にそれぞれ支部をおく。本部、本部事務局および各支部の事務局は、日本児童英語教育学会（JASTEC）運営細則（以下、運営細則という）において定める。
- 第3条 本学会は、主として幼児・児童を対象とする英語教育について理論および方法を検討し、あわせて会員相互の研究上の連絡、提携をはかることを目的とする。
- 第4条 本学会はその目的を達成するために、次の事業をおこなう。
- ① 幼児・児童を対象とする英語教育についての調査、研究、紹介。
 - ② 幼児・児童を対象とする英語教育についての研究発表会、講演会、研修会などの開催。
 - ③ 研究紀要および各種出版物の発行。
 - ④ 内外の関係諸団体との資料交換ならびに研究の提携。
 - ⑤ その他
- 第5条 本学会は、必要に応じて専門委員会を設けることができる。また、各支部は、必要に応じて研究部会および研究プロジェクト・チーム、SIG (Special Interest Group) を設けることができる。
- 第6条 本学会の会員は、本学会の趣旨に賛同し、運営細則において定める会費の納入する個人および団体とする。
- 第7条 本学会の会員は、次の7種類とする。
- ① 一般会員（個人）
 - ② 学部学生（学部生に限る・個人）
 - ③ 大学院生（個人）
 - ④ 博士後期課程学生（個人）
 - ⑤ 賛助会員（団体または法人）
 - ⑥ 団体会員（任意の団体）
 - ⑦ 特別顧問・顧問
- 第8条 本学会の会員は各種情報および資料の配布を受け、研究および発表の便宜が与えられる。各種会員の受ける便宜の範囲は、運営細則において定める。
- 第9条 本学会は、次の役員をおく。
- | | | | |
|--------|-----|----------------|-------|
| ① 会 長 | 1 名 | ② 副 会 長 | 1 名 |
| ③ 事務局長 | 1 名 | ④ 事務局補佐(会計・書記) | 1～2 名 |
| ⑤ 理 事 | 若干名 | ⑥ 会計監査 | 2 名 |
| ⑦ 運営委員 | 若干名 | | |
- また、必要に応じて顧問、特別顧問および名誉会長を設けることができる。

第10条 本学会の役員は、毎年1回以上開催する役員総会で選出し、総会で承認を得る。任期および選任の方法は次の規定に従う。

- (1) 理事、会計監査、および運営委員の任期は2年間とする。再任は次の場合を除き、これを妨げない。
 - ① 新たな任期が始まる時点で満70歳を超えている場合。
 - ② 理事として連続5期10年の任期が満了した直後の任期にあたる場合。
ただし、本人が希望し、学会運営において必要な方であると判断した場合、再任を妨げない。
- (2) 会長、副会長および事務局長の任期は2年間とし、会長の再任は連続2期4年まで、副会長の再任は連続3期6年まで、事務局長の再任は連続3期6年までとする。また、支部長の再任は連続3期6年までとする。ただし、いずれも1期以上休んだ場合は再任を妨げない。
- (3) 会長、副会長、および事務局長の選任は、役員の投票による。
- (4) 事務局補佐（会計・書記）は、事務局長が推薦し、会長が任命する
- (5) 定年を迎えた理事のうち、会長を2期4年、または副会長を3期6年経験し、学会の発展に著しく貢献した方、および、これに準ずる方については、会長の推薦により役員総会の承認を得て、顧問とする。なお、会長を4期8年以上経験し、学会の発展に著しく貢献した方については、会長の推薦により役員総会の承認を得て、特別顧問とする。また、会長を5期10年以上経験し、学会の発展に著しく貢献した方については、会長の推薦により役員総会の承認を得て、名誉会長とする。なお、顧問、特別顧問および名誉会長は役員会にオブザーバーとして出席し、求めに応じて意見を述べることができる。なお、顧問、特別顧問および名誉会長については、会費の徴収を行わない。
- (6) 任期の開始日は、会長、副会長、及び事務局長の選任のための投票が実施された翌年の4月1日とする。
- (7) 任期途中で役員が交代する必要がある場合、次の通りとし、いずれについても臨時役員総会で承認を得る。代行者の任期は前任者の残任期間とする。
 - ① 会長については、副会長のうち一名が代行する。
 - ② 副会長については、次の選挙まで空席とする。
 - ③ 事務局長については、会長・副会長が代行を推薦する。
 - ④ 会計監査については、会長・副会長が代行を推薦する。
 - ⑤ 理事・運営委員については、各支部が後任を推薦することができる。

第11条 本学会は毎年1回、定期総会を開催する。総会における議決は、出席会員の過半数の賛成を必要とする。

第12条 本学会の経費は、会員の納入金およびその他の助成金による。本学会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。毎年、定期総会において会計報告をおこなう。

第13条 本学会の会則は役員総会の決定によって変更することができる。ただし総会の承認を必要とする。

第14条 本学会の運営に当たっては、運営細則を役員総会において定め、規範とする。

第15条 会則は、1980年11月16日をもって発効する（1998年6月13日、一部改正）。（2011年6月25日、一部改正）（2017年6月17日、一部改正）（2021年7月4日、一部改正、2021年7月5日、発効）（2022年7月10日、一部改正、発効）（2024年4月1日、一部改正）（2025年4月1日、一部改正）（2026年4月1日、一部改正）（2026年6月13日、一部改正）

日本児童英語教育学会(JASTEC) 運営細則

第1条 本学会の本部、本部事務局および各支部、各支部事務局は、次の場所におく。

- 【本部】 〒662-0827 兵庫県西宮市岡田山 7-54 関西学院大学教育学部
TEL : 0798-54-6500
E-mail : emiko@kwansei.ac.jp
会長 泉 恵美子
- 【本部事務局】 〒504-0837 岐阜県各務原市那加甥田町 30-1
中部学院大学教育学部 新井謙司研究室内
TEL : 058-375-3600 (代表)
E-mail : jastecjimukyoku@jastec1980.jp
事務局長 新井 謙司 (事務局補佐 幡井 理恵・アレン玉井 光江)
- 【東北・北海道】 支部長 : 丹藤 永也
事務局 : 〒002-8075 北海道札幌市北区あいの里 5 条 3 丁目 1-5
北海道教育大学教育学部札幌校 志村昭暢研究室内
TEL : 011-778-0206
Email : shimura.akinobu@s.hokkyodai.ac.jp
志村 昭暢
- 【関東甲信越】 支部長 : 長沼 君主
事務局 : 〒243-0204 神奈川県厚木市鳶尾 2-12-1
厚木市立鳶尾小学校
TEL : 046-241-7312
Email : nariju@mac.com
成田 潤也
- 【中部】 支部長 : アラオ・タード・リョウ
事務局 : 〒430-0801 静岡県浜松市中央区神立町 142-5
浜松市立北浜小学校
TEL : 053-586-2990
E-mail : danksmash@gmail.com
常名 剛司
- 【関西】 支部長 : 田邊 義隆
事務局 : 〒543-0073 大阪市天王寺区生玉寺町 7-72
大阪夕陽丘学園高等学校
TEL : 006-6771-9510
E-mail : r.kudo@oyg.ed.jp
工藤 律子

【中国・四国】 支部長：平本 哲嗣
事務局：〒731-0295 広島県広島市安佐北区可部東 1-2-1
広島文教大学教育学部教育学科 戸井一宏研究室内
TEL： 082-814-3191
E-mail：jimukyoku@jastec-cs.com
戸井 一宏

【九州・沖縄】 支部長：大田 亜紀
事務局：〒811-5544 長崎県壱岐市勝本町布気触 974-6
一般社団法人サステイナブル教育開発機構 educore
TEL：080-5435-8936
E-mail：mririejun@gmail.com
入江 潤

第2条 支部長は、各支部において本学会役員の中から選任する。また、同様に支部事務局の責任者を定めて支部事務局長と呼ぶ。

第3条 各支部の運営に一定の役割を担う会員を研究員に任ずる。研究員は支部役員会に出席することができる。

第4条 本学会には、次の専門委員会を設ける。

- ① 企画調整委員会 ② 調査研究委員会
- ③ 紀要編集委員会 ④ Newsletter 編集委員会 ⑤ 広報委員会
- ⑥ 大会実行委員会(研究大会のつど、適宜設置する)
- ⑦ 選挙管理委員会(役員選挙を行う役員総会のつど、設置する)

第5条 各専門委員会において委員の中から1名委員長を選出する。委員長の任期は2年とする。委員長の再任は連続2期4年までとする。ただし、いずれも1期以上休んだ場合は再任を妨げない。

第6条 本学会の次の会員は、年会費を前納する義務を負う。

① 一般会員：個人	会費	年額	5,000 円
② 学生会員：学部学生	会費	年額	1,000 円
③ 大学院生：修士課程の学生	会費	年額	3,000 円
④ 博士後期課程学生：博士課程の学生	会費	年額	5,000 円
⑤ 賛助会員：団体または法人	会費	年額	15,000 円
⑥ 団体会員：任意のグループ	会費	年額	10,000 円

第7条 本学会の一般会員および学生会員には、次の便宜が与えられる。

- ① 総会、研究大会、および研究部会への参加(原則として無償)。
- ② 『Newsletter』発行のつど1部ずつその無償配布を受けること。
- ③ 『研究紀要』発行のつど1部ずつその無償配布を受けること。
- ④ 『Newsletter』への投稿。ただし、掲載の有無は編集委員会が決定する。
- ⑤ 『研究紀要』における論文発表。ただし、掲載の有無は編集委員会が決定する。

第8条 本学会の賛助会員には次の便宜が与えられる。

- ① 総会、研究大会、および研究部会への参加。ただし、総会の議決権は賛助会員毎に1とし、研究大会および研究部会への参加は、賛助会員毎に3名までを会員とみなす。
- ② 『Newsletter』発行のつど2部ずつその無償配布を受けること。
- ③ 『研究紀要』発行のつど2部ずつその無償配布を受けること。
- ④ 『Newsletter』への投稿。ただし、掲載の有無は編集委員会が決定する。
- ⑤ 『研究紀要』における論文発表。ただし、掲載の有無は編集委員会が決定する。
- ⑥ 『Newsletter』への広告記事の掲載(有償)。ただし、掲載の有無は編集委員会が決定する。
- ⑦ 総会、研究大会、研究セミナー等における教材の割引料金での優先的展示(有償)。

第9条 本学会の団体会員には次の便宜が与えられる。

- ① 総会、研究大会、および研究部会への参加。ただし、総会の議決権は団体会員毎に1とし、研究大会および研究部会への参加は、団体会員毎に3名までを会員とみなす。
- ② 『Newsletter』発行のつど1部ずつその無償配布を受けること。
- ③ 『研究紀要』発行のつど1部ずつその無償配布を受けること。
- ④ 『Newsletter』への投稿。ただし、掲載の有無は編集委員会が決定する。
- ⑤ 『研究紀要』における論文発表。ただし、掲載の有無は編集委員会が決定する。

第10条 本学会の『研究紀要』は1年度内に1回、『Newsletter』は1年度内に2回以上、発行する。